**平成２８年（フ）第１７号**
秋田県鹿角市花輪字蒼前平46番地３ハイツ蒼前平Ａ棟、借入時住所秋田県鹿角市十和田錦木字室田44番地２
債務者　沢田　利夫
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
　秋田地方裁判所大館支部

**平成２８年（フ）第２７号**
福島県伊達郡国見町大字高城字広地34番地
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
　福島地方裁判所

**平成２８年（フ）第３４号**
福島県伊達市梁川町字桜岳26番地イ　市住Ｆ－16
債務者　西條　　毅
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
　福島地方裁判所

**平成２８年（フ）第１５号**
福島県いわき市平中平窪字東高砂２－５　シガハイツ102、住民票上の住所福島県双葉郡楢葉町大字山田岡字坂下８番地
債務者　鈴木　貴幸
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
　福島地方裁判所いわき支部

**平成２８年（フ）第６８号**
茨城県土浦市真鍋新町５番29号　ベルメール101
債務者　梅澤まり子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２８年（フ）第２０号**
茨城県鹿嶋市大字平井1307番地９（川崎コーポＡ－２）
債務者　小野寺浩市
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
　水戸地方裁判所麻生支部

**平成２８年（フ）第１０３号**
埼玉県熊谷市大原２丁目２番13号　コーポイーストウッドＣ棟107
債務者　関根　政行
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
　さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第７２号**
川崎市高津区末長１丁目21番21号　フィット産業寮
債務者　奈良崎正雄
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２８年（フ）第８６号**
川崎市川崎区小田３丁目16番９号　クリサンセマム　101
債務者　渡辺　一樹
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２８年（フ）第８７号**
川崎市中原区下沼部1775番地１　セイビハウス　３号室、前住所川崎市中原区下沼部1888番地　御幸荘　15号
債務者　鈴木　一彦
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２８年（フ）第９２号**
川崎市宮前区野川3011番地　ロイヤルエミーハイム　202
債務者　永坂英之助
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２８年（フ）第１３４号**
川崎市宮前区宮前平３丁目12番地３　富士通ハイツ　Ｂ－226
債務者　平田　剛士
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２８年（フ）第１３９号**
川崎市川崎区大島５丁目28番９号　サンパレス吉澤　202
債務者　中道　　瞳
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２８年（フ）第１４６号**
川崎市幸区下平間213番地　林ビル　302
債務者　小森　　薫
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２８年（フ）第１５５号**
川崎市中原区上小田中２丁目22番２－204号
債務者　佐竹　陽子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２８年（フ）第１６６号**
川崎市高津区溝口２丁目19番36号　グリーンハイツ　209、前住所川崎市高津区下作延４丁目２番１－406号　クレッセント溝の口
債務者　折原　建一
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２８年（フ）第５８号**
新潟市江南区大渕2625番地15
債務者　深津美保子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
　新潟地方裁判所民事部